

第2章 基本的な考え方

1 人権施策の基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が有する固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保するために不可欠なものです。

人権は、「一人ひとりがかけがえのない存在である」という認識を基に、自己のみならず他者との相互理解を通じて成立します。

したがって、人権尊重の理念は、多様な生き方を認め合い、自己の人権だけでなく他者の人権も正しく理解し、権利行使に伴う責任を自覚することにあります。加えて、基本的な人権の尊重という普遍的な考えを現行でも継承していくとともに、市民の日常生活の場から人権擁護の観点の啓発教育を推進していくことで、地域全体の人権意識向上を図ります。

本市では、この人権尊重の理念に基づき、「すべての人の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現」を人権施策基本方針の基本理念として制定し位置づけています。

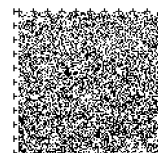
本市の人権施策の継続性を踏まえ、当方針においてもこの理念を基本的人権の尊重という普遍的な考えとともに継承します。

2 人権施策の目標

基本理念の実現に向けた人権施策の目標については、その継続性や分野別計画との整合性の観点から、当方針においても基本的人権の尊重という普遍的な考えを踏まえて継承し、本市の最上位計画である「第3次岩出市長期総合計画」や既存の計画との調整を図りながら、目標の達成に向け取り組みます。

【人権施策の目標】

- 1 人権尊重の理念に基づく民主的で活気のあるまちづくりをめざします。
- 2 誰もが地域社会の一員として参画できる公正・平等なまちづくりをめざします。
- 3 多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに豊かに暮らせるまちづくりをめざします。
- 4 各種団体、行政等の連携や協働、役割分担を行い、自主性や主体性を尊重したまちづくりをめざします。

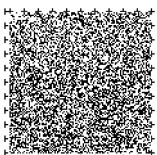


3 人権施策基本方針の位置づけ

当方針は、第3次岩出市長期総合計画に定める「共生社会を実現するまち」の方針を、基本的人権の尊重という普遍的な考えを踏まえながら、総合的・計画的かつ具体的に推進するための基本方針を示すものです。

本市が策定している分野別計画を進める場合、また、今後新たな計画の策定や既存各種計画の見直しを行う際には、当方針の趣旨を尊重し整合性を図ります。

また、当方針は市民、企業、各種団体との協働により実現をめざすガイドラインであり、市民の日常生活の場から人権擁護の観点の啓発教育を推進していくとともに、市民生活や企業・団体等の活動において、一人ひとりが人権尊重の考えに基づいて自主的に協力し合える体制を整えるための指針となります。



4 施策の体系図

